

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日は、  
その翌日とする)

## 目次

◇規 則 土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子の補給に関する規則の一部を改正する規則

◇告 示 字の区域の新設等

生活保護法による診療所の廃止

身体障害者福祉法による医師の指定

保険薬剤師の登録

保安林の予定森林(二件)

土地改良事業計画の適否の決定(四件)

土地改良事業変更計画の認可

土地改良事業の認可

◇公安告示 風俗営業等取締法による聴聞

## 規 則

土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子の補給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年三月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第五号

土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子の補給に関する規則の一部を改正する規則

土地区画整理事業の施行に伴う建築資金等に係る利子の補給に関する規則(昭和四十七年十月鳥取県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「行なう」を「行う」に改め、「土地区画整理事業の施行による建築物所有者等に係る建築物の移転又は除却に伴う損失補償の契約の締結の日から二年以内に、それぞれ」を削り、同条第三項中「行なう」を「行う」に改め、「のうち別表第二に掲げる資金」を削る。

第三条第一項を次のように改める。

県は、移転者等が建築資金等を借り入れた場合、又は組合が移転者等(組合を除く。)に融資するため建築資金等を借り入れた場合において、移転者等が当該建築物に係る移転若しくは除却に伴う損失補償の契約の締結の日(以下「補償契約日」という。)又は当該建築物の存する宅地につき指定された仮換地の使用若しくは収益を開始することができる日から起算して二年を経過する日までに前条第一項各号のいずれかに該当する行為を行ったときは、予算の範囲内において、毎年度当該移転者等又は組合に対し、当該借り入れた建築資金等のうち別表第二に基づき計算して得た額に相当する額(以下「利子補給対象額」という。)に係る利子について利子補給金を交付する。

第三条第二項中「償還期間」の下に「のうち補償契約日以後の期間」を

加え、「こえる」を「超える」に改め、「おける」の下に「利子補給対象額に係る」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第四条中「建築資金等」を「利子補給対象額」に改める。

別表第一中「別表第一」を「別表第一(第二条関係)」に改め、同表第一号イ中「商業」を「小売業」に、「資本の額」を「資本の額」に改め、「二千万円」の下に「、卸売業を営む者にあつては資本の額又は出資の総額が三千万円」を加え、「こえ」を「超え」に、「こえる」を「超える」に改め、同号ロ中「商業又はサービス業」を「小売業、サービス業及び卸売業」に改める。

別表第二中「別表第二」を「別表第二(第三条関係)」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百三十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり町及び字の区域を新たに画し、並びに字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の新設並びに字の区域の変更は、告示の日からその効力を生ずる。

昭和五十年三月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する町の名称	同上の区域(昭和四十九年十一月一日現在の地番による。)
みどり町	<p>字早稲田、字大平ル、字宮ノ平、字月輪田、字高畔、字地井ヶ谷、字要害谷、字神坂谷、字下神坂谷、字上神坂谷、字割谷、字蜂谷、字狸谷、字長谷、字ハマリ谷、字椿谷、字小谷、字曲り谷、字下絵及び字上絵下の全域、字中田三一七四の一から三一九三の一まで、三二〇三の一から三二〇六の三まで、三二一三の一から三二四二の四、三六二六の五、三六二七の一から三六二七の五まで、三二八九及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
幸 町	<p>巖城字向河原、巖城字加藍橋、巖城字動々川、巖城字下穴田、巖城字稲渡り、巖城字畑鉾及び巖城字八ツ屋田の全域</p>
新たに画する字の名称	同上の区域(昭和四十九年十一月一日現在の番地による。)
みどり町 字中田	<p>字中田三一七四の一から三一九三の一まで、三二〇三の一から三二〇六の三まで、三二一三の一から三二四二の四、三六二六の五、三六二七の一から三六二七の五まで、三二八九及びこれらと一体をなす国有地</p>
みどり町 字谷畑	<p>字谷畑三二八七の九から三二八七の一まで、三二九〇から三二九五の三まで、三六二二の一から三六二四の三まで、三六二六の四、三六二六の五、三六二七の一から三六二七の五まで、三二八九及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>

区域を変更する字の名称 同上の区域（昭和四十九年十一月一日現在の地番による。）

字 中 田 字田のうち三二七四のから三二九三の一まで、三三〇三のから三三二〇六の三まで、三三二一三のから三三二四二まで、三二四五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

字 谷 畑 字谷畑のうち三二八七の九から三二八七の一まで、三二九〇から三二九五の三まで、三六二二のから三六二四の三まで、三六二六の四、三六二六の五、三六二七のから三六二七の五まで、三二八九及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第百三十三号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年三月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	廃 止 年、月 日
田 中 医 院	鳥取市湖山町五八二	昭和五十年二月四日

鳥取県告示第百三十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定に基づき、次のとおり同項に規定する医師を指定したので、身体障

害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。

昭和五十年三月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

診療科目	氏 名	勤 務 先
整形外科	白 根 一	境港市米川町四四 鳥取県済生会境港病院

鳥取県告示第百三十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のとおり保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十年三月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取生協病院附 属古市診療所	鳥取市天神町五〇	昭和五十年三月十二日
古賀齒科医院	米子市天神町一丁目五〇	一 日
遠藤全快堂薬局	米子市日野町二〇一二	”

鳥取県告示第二百三十六号

健康保法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のとおり保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十年三月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登 録 の 年 月 日
清水 寿子	鳥薬第三〇二号	昭和五十年二月二十八日

鳥取県告示第二百三十七号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十年三月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(一) 保安林予定森林の所在場所

鳥取市上原字狸谷上分八六六の三、八六六の四、八六六の一〇、八六六の一、矢矯字毛無シ六四〇、岩美郡国府町大字雨滝字河合谷九五六の六、気高郡鹿野町大字河内字林ノ谷四二八四の六から四二八四の九まで、字竹谷四二九二、八頭郡郡家町大字土師百井字東薬谷四二三から四二六まで、四二八から四三一まで、西薬谷四五五から四五七まで、四五九、河原町大字片山字灌佛谷九三〇の一

(一) 指定の目的

土砂の流出の防備

(二) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(二) 保安林予定森林の所在場所

八東町大字妻鹿野字財尾山二〇八一、二〇八四、二〇八六、二〇八〇、二一〇二、二一〇三、若桜町大字岸野字中代山一六八の二、一六八の五、一七〇、字下代山一七九から一八二まで、大字須澄字アワ井谷四五五の一から四五五の一八まで、四五六の一、四六〇、四六一の一、四六一の二、四六三、字見内三六九、字岩伏五五二、五七五、大字菴米字サイノ坂六二〇の九から六二〇の一二、用瀬町大字赤波字小石川一八九八、字大石川一九一八から一九二三まで、一九三五から一九四一まで、字奥河原谷二一四二の一、佐治村大字古市字屋敷二〇一次二、六三二、字スカフ四五〇、大字加瀬木字大滝坂四二六、四二七、四四一、四四二、智頭町大字尾見字大馬場瀬上ミ平六九一の一、六九二、字大馬場瀬下モ平七二六、字口字波字ヒル途五六〇、五六〇の一、五六一、五六四の一、五六四の二、五六五、五六六の一、五六七、五六八、字ヤトウジ五六九、字下モ小谷六八六の一、大字奥本字半田九六

四の一、九六五から九六九まで

(一) 指定の目的

土砂の流出の防備

(二) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、八頭地域森林計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

三(一) 保安林予定森林の所在場所

日野郡江府町大字久連字継岩向七一四の一、大字御机字大平原八三

七の二、八三七の五

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない

(2) 主伐として伐採することができる立木は、日野地域森林計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

四(一) 保安林予定森林の所在場所

岩美郡岩美町大字荒金字岩ヶ谷七〇二、気高郡青谷町大字八葉寺字

コモロ八八九、大字山根字北谷八九六の一

(二) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として、伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

五(一) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡佐治村大字河本字小嵐三九四四、字原六九一、六九二、字

津エノ内三九五の二、三九六から三九九まで、字杖ノ内七二二、七二

六、七二七、智頭町大字市瀬字家ノ下三二〇六の一、三二〇七、大字

西野字尾見谷一二九六

(二) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

六(一) 保安林予定森林の所在

- 日野郡日南町神福字棚ヶ谷七二一、日野町舟場字大平八三五、小原字大矢戸原五六七から五六九まで、五七二、五八四の一、字大鉄穴四九〇の一、金持字地藏谷一三九五から一三九九まで、上菅字家ノ奥一〇五〇の二、高尾字道ウエ二〇七、江府町大字杉谷字中谷川尻二六六の一、二六七、二七三、二七四の一、溝口町福居字砂田空ラ七四〇、七四一の一、字清水横路七四二の一、七四三、添谷字中南谷一五二、一五九、一六〇

(二) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として、伐採することができる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林部造林課及び関係市町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百三十八号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十年三月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一(一) 保安林予定森林の所在場所

- 東伯郡三朝町大字上西谷字家ノ奥四二二の三、四一六、字割石三三八三の一、大字小河内字向山二四六の一、二四六の二、大字大谷字経塚六六三、字若杉一二一九、東伯町大字大杉字上鎌谷七六五の一、七六五の二

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

二(一) 保安林予定森林の所在場所

- 鳥取市立川町四丁目二一九、二二〇

(二) 指定の目的

(三) 指定施業要件  
土砂の崩壊の防備

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(三) 保安林予定森林の所在場所

米子市大袋字寺山通三八〇の二、西伯郡西伯町大字上中谷上向九

二、字向山上一一五

(二) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は米子地域森林計画定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(四) 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字湯谷字檜木四九七、関金町大字関金宿字湯ノ奥一

三九一の一、一三九二の一、大字米富字ウジラカナル二三の一、字坂の下三六八の一、大字山口字奥浅井二一三八の一、字中浅井二一四九、二一五一、東伯町大字野井倉字一向谷一四、字袋尻六六四の一、六六四の八、六六四の九、六六四の一六、六六四の一七、六六四の二三、六六四の二三

(二) 指定の目的  
土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(四) 保安林予定森林の所在場所

鳥取市東町二丁目一〇四

(二) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

伐採は、禁止する。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部造林課及び関係市町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百三十九号

昭和五十年二月二十五日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（谷山地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年三月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年三月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百四十号

昭和五十年二月二十五日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（滝山地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年三月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年三月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百四十一号

昭和五十年二月二十五日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（下味野地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年三月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年三月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所



四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百四十二号

昭和五十年二月十七日付けで岩美町から申請のあつた土地改良(真名地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年三月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年三月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百四十三号

西伯郡会見町田住四三五番地小林晃ほか二十二人の者から申請のあつた

数人が共同して行なう土地改良(田住地区農地造成事業とあわせて行う農道整備事業)事業計画の変更については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条の二第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年三月五日認可したので、同法第九十五条の二第三項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和五十年三月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百四十四号

八東町から申請のあつた町営土地改良(島地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年三月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年三月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十四号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十年三月十一日

鳥取県公安委員会委員長 手 嶋 義 之

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十年三月二十六日 午後一時から

鳥取県警察本部内鳥取県公安委員会委員室（県庁七階）

二 聴聞当事者の住所及び氏名

鳥取市吉方温泉四丁目六一番地 若松芳彦

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】